

KIDSROOM Baby-bee 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	KIDSROOM Baby-bee
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区清水丘1丁目25番23号
代表者氏名	札場 秀子
電話番号	06-7502-3143

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育施設			
事業所の名称	KIDSROOM Baby-bee			
事業所の所在地	大阪市住吉区清水丘1丁目25番23号			
電話番号・FAX	06-7502-3143			
管理者(園長)氏名	少路 和恵			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	1人	3人	6人	10人

第3 事業の目的・運営方針

【目的】

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

【方針】

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入園する乳児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 入園する乳児及び幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入園する乳児及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	木造2階建のうち1階
	延 床 面 積	50 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
ほ ふ く 室	1室	
保 育 室	1室	
その他の		調理設備、シャワー室、トイレ、職員室
屋外遊戯場（園庭）		（代替場所） 清水丘公園

第5 連携施設

連携施設の名称	大阪市立 住吉乳児保育所 大阪市住吉区帝塚山東5丁目5番16号
連携協力の概要	【保育内容支援】 園庭開放や集団保育を体験するための機会の提供等。

第6 職員の配置状況

役 職	職種	資格	員数	常勤	非常勤
施設長	家庭的保育者	保育士	1	1	—
主任	家庭的保育者	保育士	1	1	—
副主任	家庭的保育者	保育士	1	1	—
	家庭的保育者		6	1	5
	家庭的保育補助者		1	—	1
主任	栄養管理	栄養士	1	—	1
	調理員		1	—	1
	事 務		1	—	1

※ 定員に対し、職員配置基準を下回らない人数とします。

第7 過去3年間の利用人数（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1	2	1
1歳児	2	5	4
2歳児	7	3	5

第8 保育を提供する日、時間及び定休日

開園曜日		月・火・水・木・金・土 (祝日を除く)
開園時間	平日	8:00 ~ 19:00
	土曜日	8:00 ~ 19:00
延長保育 (短時間認定のみ)	平日	8:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00
	土曜日	8:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00
保育標準時間認定に係る保育時間		8:00 ~ 19:00
保育短時間認定に係る保育時間		8:30 ~ 16:30

※実際に保育を提供する日、及び時間帯は、就労日時その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※ 12月29日から1月4日は休園日となります。

※台風接近等に伴う対応について

○「大雨警報」が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制をとっておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

○「暴風警報・特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在、発令されている場合は「休園」とします。
- ・また「暴風警報・特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。

○洪水で「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が発令された場合

- ・午前7時現在、「避難準備情報・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が当該地域に発令されている場合は、家庭での保育とします。
- ・保育時間中に「避難準備情報・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が当該

地域に発令された場合は、速やかにお迎えにきてください。避難所に避難している場合は、公式 LINE やメール配信、掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は「休園」とします。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の発達状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

【保育理念】

「心」を重視し、愛情に満ちあふれた環境の中で、生きる力を養い、個性に応じたきめ細やかな保育を目指す。

【保育の目標】

- ・「生きたい」 心身ともに豊かなこども
- ・「知りたい」 主体的に考え方行動する子
- ・「仲間になりたい」 明るく元気なこども

【保育の特徴】

- ・「こころ」が伝わる共育
- ・共育のまなざし
- ・「こころ」を育む多様性と共生
- ・五感を育む食育
- ・共に育む「家庭」と「園」

（1）一日の流れ

時間	活動 0歳児	時間	活動
			1. 2歳児
8:00	順次登園・視診・検温 自由あそび	8:00	順次登園・視診・検温 自由あそび
10:00	授乳・午睡 外気浴日光浴・散歩	10:00	おやつ 戸外・室内あそび (散歩、公園) 主活動 (異年齢、年齢別保育)
11:30	授乳・離乳食・給食 午睡 目覚め	11:30 12:30	給食 午睡 目覚め

15:00	授乳・おやつ 自由あそび 順次降園	15:00	おやつ 自由あそび 順次降園
-------	-------------------------	-------	----------------------

※天気の良い日は、できるだけ毎日、近隣の公園や散歩に出かけます。

(2) 年間行事計画

月	行 事
4月	・ <u>入園式</u> 、 <u>進級式</u>
5月	・こどもの日の集い　・遠足
6月	・健康診断　・歯科検診
7月	・七夕まつり
8月	・ <u>夏まつり</u>
9月	・お月見会　・ <u>敬老の集い</u>
10月	・ <u>親子ふれあいあそび</u>
11月	・健康診断　・遠足
12月	・ <u>クリスマス会</u>
1月	・初詣
2月	・節分　・ <u>発表会</u>
3月	・ひなまつり会　・ <u>卒園式</u> （お別れ会）

※ 誕生会・身体測定・避難訓練・親子登園日は毎月実施します。

※ ____は、保護者も参加していただきます。

(3) 給食の提供

献立表は栄養士が作成し、保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。

栄養士又は調理員が自園調理し、薄味で和食中心、旬の食材を取り入れ、季節を感じられる給食を提供します。年齢に合わせて食育活動にも取り組みます。

アレルギー食（代替・除去）にも対応します。

(4) 健康診断について

嘱託医による健康診断を年2回、歯科検診を年1回実施します。身体測定は毎月、身長・体重の測定、2ヶ月に1回、足の測定を行います。結果については、健診、身体測定とも「けんこうのきろく」でお知らせします。

(5) 保育園と保護者の連絡

利用乳幼児の生活状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために「お帳面」を活用します。

園側はもちろんですが、ご家庭での様子もできるだけ詳細にご記入お願いします。

※園だよりを月に1度発行し、行事や連絡事項などをおしらせします。

※掲示板でお知らせすることもあります。登降園の際にはご確認をお願いします。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

※30分 150円

※短時間認定 8:00～8:30 及び 16:30～19:00

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
お帳面	園の生活状況や家庭での状況を相互連絡しあうため活用します。	1冊 210円
カラー帽子	園外保育へ出る時に使用します。 卒園するまで使用します。	1000円
行事費	実費が発生した場合にのみ徴収します。	年間300円程度 (その都度徴収)
日本スポーツ振興センター AIG賠償責任保険	施設賠償責任保険、行事に関する保険	310円 (令和6年度の年額)

※上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

第11 利用の開始に関する事項

本園では、大阪市の利用調整に基づき、本園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が面談、新入園児健診を受け、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。入園後、家族構成、住所、勤務先が変更になった場合は、速やかに大阪市へ報告及び手続きをお願い致します。

第12 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医、嘴託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	蛭間医院
医師名	蛭間 正人
所在地	大阪市住之江区安立4丁目1番12号
電話番号	06-6673-3031

医療機関の名称	おかもと歯科医院
医師名	岡本 健介
所在地	大阪市住吉区清水丘1丁目26番26号
電話番号	06-7504-8009

第14 緊急時等の対応方法

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合には、利用乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

第15 非常災害対策

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第16 防犯、事故防止のための措置

当園は、利用乳幼児の安全を確保するため、カメラ付きインターホンでの対応、玄関は必ず施錠しています。
独自の「事故防止対応指針」を作成し、それに基づき日々の安全管理につとめます。

第17 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

第18 虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。
保育所は「児童虐待の防止等に関する法律」第5条および第6条により、虐待を受けたと思われるような傷やあざ等があった場合は虐待の通告義務があります。
独自の「虐待防止マニュアル」を作成し、運用しています。

第19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	保険の内容
三井住友海上	施設所有(管理)者賠償責任保険 生産物賠償責任保険
日本スポーツ振興センター AIG 賠償責任保険	施設賠償責任保険 行事に関する保険

第20 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情解決担当責任者	氏名 少路 和恵 電話番号 06-7502-3143
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係り意見箱を設置しています。

R6年度 苦情実績なし

第21 入園にあたって留意していただきたいこと

入園のしおりを参照してください。

第22 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱事項については利用契約書とおりとします。

第23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審	なし
自己評価の実施状況	毎年度実施	なし

第24 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

※この重要事項説明書の内容は、2025年4月1日現在の情報です。